



口和・高野・比和・総領地域でも 告知端末使用申請の受け付けを開始しました

市は、市内全域に光ファイバーケーブルを整備し、平成27年10月から「緊急情報」や「行政情報」を音声でお知らせする「住民告知放送」を開始し、順次エリアを拡大しています。

平成30年度には口和・高野・比和・総領地域で順次利用が可能となります。それらの対象地域でも住民告知端末の使用申請の受け付けを開始し、自治振興区や自治会単位で設置についての説明会を開催しています。

防災行政無線を住民告知端末に 取り替えましょう

現在、防災行政無線を利用して緊急情報や行政情報の放送を行っています。設備の老朽化により、将来的に防災行政無線での放送を終了する予定です。

防災行政無線による放送が終了した後も引き続き放送を聴くためには、住民告知端末の設置が必要です。住民告知端末を設置するためには「告知端末使用申請書」の提出が必要です。申請書は行政管理課・管財課・各支所総務室で配布しています。

※申請後、NTT西日本中国コンサルティングセンター（☎0800・200・3499）からサービス内容の確認や工事内容の決定のため2回電話がかかります。

平成30年度整備エリア

整備エリア	サービス開始予定
【口和口南電話交換所管内】 口和地域（永田、金田、常定）	6月1日
【口和電話交換所管内】 口和地域（湯木釜峰、宮内、向泉、大月、竹地谷、本谷）	7月1日
【総領電話交換所管内】 総領地域全域	8月1日
【庄原高野電話交換所管内】 高野地域全域	9月1日
【比和電話交換所管内】 比和地域全域	10月1日

問い合わせ

行政管理課広報統計係

☎0824・73・1159

管財課情報政策係

☎0824・73・1113

口和支所総務室

☎0824・87・2111

高野支所総務室

☎0824・86・2111

比和支所総務室

☎0824・85・2111

総領支所総務室

☎0824・88・2111

庄原・西城・東城地域にお住まいの方へ 放送方法を一部変更します！

住民告知放送は、超高速情報通信網の整備エリアの拡大とともに、庄原・西城・東城地域で開始しています。

西城および東城地域では、従来からのオフトーク通信との併用期間がありましたが、平成30年3月末でオフトーク通信が終了し、住民告知放送のみとなります。このため、庄原・西城・東城地域で異なる方式で行っていた住民告知放送を次のように統一します。お知らせします。

放送の変更点

- ① 定時放送時刻は、開庁日の夜（20時）と翌朝（6時30分）です。
- ② 定時放送は、市内全域放送に続いて、各地域の放送をします。
- ③ 定時放送の開始と終了時には、放送をお知らせする音楽を流します。
- ④ 臨時放送の開始と終了時には、放送をお知らせするチャイムを流します。
- ⑤ 営利活動につながる有料放送は、行政情報、緊急情報およびページング放送を優先するため、当面は行いません。

オフトーク放送が終了します

平成30年3月31日をもって西城および東城地域のオフトーク放送を終了します。オフトーク放送が終了した後も引き続き放送を聴くためには、住民告知端末（③の機器）を設置することが必要です。自宅・事業所などに設置されている放送端末が次の①・②の場合は、お早めに「告知端末使用申請書」の提出をお願いします。申請書は各支所総務室のほか、市役所本庁舎行政管理課・管財課でも配布しています。

※詳しくは広報しようばら2月号19ページをご覧ください。



①西城地域のオフトーク端末
②東城地域のオフトーク端末
③住民告知端末

問い合わせ

行政管理課広報統計係

☎0824・73・1159

西城支所総務室

☎0824・82・2121

東城支所総務室

☎0847・2・5111

